

## 【施策番号224】

ウ 法務省において、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の年間強調事項の1つとして掲げ、人権週間（12月4日から同月10日）を始め、1年を通して、全国各地で犯罪被害者の人権や犯罪被害者支援をテーマとした講演会・研修会の開催、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施している。

## 【施策番号223】

イ 内閣府において、春（平成25年4月6日から同月15日）と秋（平成25年9月21日から同月30日）の全国交通安全運動において、「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

## 全国交通安全運動



## コラム14

地方公共団体の取組②（福島県）  
性暴力被害者等支援研修会の開催

福島県では、性暴力被害者支援のためのネットワークを強化、充実するため、各機関と連携し施策に取り組んでおりますが、平成24年度に内閣府と共催して行った「性暴力被害者等支援強化のための研修及び広報事業」に引き続き、法務省の人権啓発活動地方委託事業により、性暴力被害者等支援に取り組む支援員向けの研修会を行いました。

研修会は2回に分け、1回目は、被害者の心理や福島県警察本部の支援について、県警の心理カウンセラーから平成25年4月に発足した性暴力被害者等救援機関SACRAふくしまの紹介を交えて講演いただいたほか、内閣府「性犯罪被害者支援体制整備促進事業研修（支援員対象）」の受講者からの報告及び先進事例として、郡山医師会が行っている性暴力被害者支援の取組の紹介など、基礎的な内容を中心に、3名の講師に講演をいただきました。

2回目は、支援者のスキルアップのため、性暴力被害者支援に必要なことと題し、ジェンダーの視点から特定非営利活動法人全国女性シェルターネットの近藤恵子共同代表に講演を行っていただいた後、各グループに別れて事例検討を行い、関係機関と連携した支援の重要性を学びました。



**【施策番号225】**

エ 厚生労働省において、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図るため、平成16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。平成25年度においては、「さしのべた その手がこどもの 命綱」を月間標語として決定し、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を大分県別府市で開催（11月16日）、広報用ポスター・リーフレットや児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（ラジオ、新聞広告等）により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。

児童虐待防止推進月間



提供：厚生労働省

**(10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施**

**【施策番号226】**

ア 内閣府における啓発事業の実施状況については、P107 コラム13「犯罪被害者週間の実施」参照

**【施策番号227】**

イ 内閣府において、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会の場な

どを通じ、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請している。平成25年度は、犯罪被害者週間の前後を通じて、全国各地で広報啓発事業が実施された（P107 コラム13「犯罪被害者週間の実施」参照、<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kou-kei/week/h25/event.html>）。

**(11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施**

**【施策番号228】**

ア P104 【施策番号210】参照

**【施策番号229】**

イ P104 【施策番号210】参照

**【施策番号230】**

ウ 警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載（URL：<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>）等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努めている。

警察による犯罪被害者支援



提供：警察庁

**(12) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進**

**【施策番号231】**

ア 警察において、交通事故の被害者等の実態や惨状などに関する国民の理解増進のた

め、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子などの作成・配布や、交通安全の集いなどにおける交通事故被害者等の講演を実施している。平成25年中は、手記を取りまとめた冊子などを約190万部作成するとともに、講演会などを480回実施した。

交通事故被害者等の手記



提供：警察庁

#### 【施策番号232】

イ また、都道府県公安委員会による運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記などを活用するほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどにより、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。

#### (13) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

#### 【施策番号233】

内閣府において、施策の推進のための情報提供を行うため、関係省庁の職員、地方公共団体の職員を対象として講演会を実施しているところ、平成26年4月、犯罪被害者遺族を講師に招き、犯罪被害者等の置かれた状況などに関する講演会を開催した。

これまでに開催した講演会の概要は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/joho/event/event.html#sesakukouenkai>) に掲載し、広く一般

に情報提供を行っている。

#### (14) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の増進

#### 【施策番号234】

内閣府において、犯罪被害者等に関して実施した調査研究について、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載している（平成25年度中に掲載したものとしては、「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課等一覧」（P79【施策番号141】参照，<http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/madoguchi/madoguchi.html>），「都道府県・政令指定都市における条例等の制定状況」（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/jorei/jorei.html>），「市区町村における犯罪被害者等支援に関する条例の制定状況」（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/local/pdf/jorei.pdf>），「平成25年度全国の犯罪被害者等支援のための広報啓発事業」（P110【施策番号227】参照，<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kou-kei/week/h25/event.html>）がある。）ほか、地方公共団体職員を対象とする研修会において、犯罪被害者等への理解を深めるよう、当該調査結果を活用した啓発を行っている。

#### (15) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進

#### 【施策番号235】

ア P90【施策番号167】参照

#### 【施策番号236】

イ P58【施策番号63】参照

#### 【施策番号237】

ウ 文部科学省において、虐待を含む事件・事故に遭遇した子どもの心のケアに関して、教職員の資質向上を図るためのシンポジウムを実施した。また、児童虐待に関して「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成し、全国の教育機関へ配布している。



本手引書の活用により、養護教諭をはじめ教職員が児童虐待に対する知見を深め、児童虐待の早期発見、早期対応が可能となることが望まれる。

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護  
【施策番号238】

P62【施策番号74】参照

(17) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施  
【施策番号239】

都道府県警察において、ホームページを開設し、犯罪発生の情勢や不審者に係る情報などの防犯情報を掲載するとともに、ホームページの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなど、工夫を行っている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、防犯対策に係るビデオをホームページに掲載している。

ホームページ以外での情報提供については、都道府県警察において、携帯電話やパソコンのメール機能を活用して、あらかじめ登録した住民に犯罪発生の状況や不審者（声かけ）情報などの身近な情報を発信する取組が行われている。さらに、地元テレビやラジオを通じて、定期的に情報を提供する体制を構築したり、新聞の折込みチラシなどを活用し

た情報提供を行っている。

なお、これらの犯罪発生情報などを提供するに当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

(18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表  
【施策番号240】

警察において、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、事故類型や年齢層別など交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ホームページ（<http://www.npa.go.jp/koutsuu/index.htm>）などで公表し、その実態などについての周知を図っている。

(19) 交通事故被害者に関する統計の周知  
【施策番号241】

内閣府において、交通安全白書に、「厚生統計の死者」として交通事故発生後1年以内の死者数、法令違反別死亡事故発生件数、状態別交通事故死者数、年齢層別交通事故死者数を掲載しているほか、交通の指導取締りの状況、交通事故事件捜査体制の強化についても記述している。

また犯罪被害者白書でも、「厚生統計の死者数」を第2次基本計画の初年度である平成23年から掲載し、交通事故被害者に関する統計の充実を図っている。